

久喜市障害児（者）生活サポート事業実施要綱の一部を改正する告示

久喜市障害児（者）生活サポート事業実施要綱（平成22年久喜市告示第104号）の一部を次のように改正する。

第5条中「障がい者」を「障がい者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条において「障害者総合支援法」という。）第19条第3項の規定により市が支給決定を行わないものを除く。）」に改め、同条第6号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」を「障害者総合支援法」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。